

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、企業を取り巻く関係者の利害関係を調整しつつ、公開企業としての社会的貢献と株主の利益を最大限尊重し、企業価値を高めることが経営の責務であると認識しております。当社は、そのための経営執行の過程において、取締役会の合議機能、監査役会の監視機能、あるいは社内の組織、業務分掌における牽制機能等を有効に発揮させることによって、経営の健全性、公平性、透明性を担保することがコーポレート・ガバナンスの基本であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
竹田 康一	1,040,900	10.20
タケダ精機株式会社	980,000	9.61
竹田 雄一	960,300	9.41
タケダ機械取引先持株会	551,800	5.41
伊藤 勝信	521,200	5.11
竹田 良美	503,700	4.94
株式会社北國銀行	470,000	4.61
伊藤 石典	346,000	3.39
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	341,000	3.34
竹田 咲子	197,000	1.93

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明

平成27年5月31日時点の状況を記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 JASDAQ

決算期 5 月

業種 機械

直前事業年度末における(連結)従業員数 100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高 100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 8 名

定款上の取締役の任期 1 年

取締役会の議長 社長

取締役の人数 6 名

社外取締役の選任状況 選任していない

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無 なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している

定款上の監査役の員数 4 名

監査役の人数 3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査役は、会計監査人との緊密な連携により、監査の充実を図っております。会計監査人との関係においては、監査の独立性と適正性を監視し、会計監査結果報告の受領と協議を行っております。

当社の内部監査部門は、内部監査の状況、結果を監査役へ報告する等、経営の健全性確保に留意しております。内部監査部門長は、会計監査人との緊密な連携により、内部統制の有効性と効率性の向上を図っております。

社外監査役の選任状況 選任している

社外監査役の人数 2 名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
北野 英夫	他の会社の出身者										○			
村西 卓	他の会社の出身者										○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
北野 英夫	○	現在、所属しております株式会社福井鉄工所は、当社と取引はありません。過去に所属しております株式会社富士精工(平成17年3月退職)は、当社との僅かな取引がありますが、それを除き、当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。	製造企業における豊富な経験と製造及び労務に関する相当程度の知見を有しており、当社の経営全般の監視に活かしていただけるものと判断しております。また、証券取引所の独立性に関する判断基準等の条件を満たしており、一般株主との利益相反行為の恐れがないことから、独立役員に指定しております。
村西 卓		現在、所属しております伊藤会計事務所は、当社と僅かな取引がありますが、それを除き、当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。	過去に会社経営に関与されたことはありませんが、税務行政における豊富な経験と税理士としての専門的知見を当社の監査体制に活かしていただけるものと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 1 名

その他独立役員に関する事項

当社は、社外監査役の選任において、独立性に関する基準又は方針等の定めはありませんが、証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 実施していない

該当項目に関する補足説明

当社は、ストックオプション制度や業績連動型報酬制度の導入といった取締役へのインセンティブ付与に関する施策は、検討及び実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社は、有価証券報告書並びに事業報告書において、報酬総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、監査役が補助すべき使用人を求めた場合、専門性のある必要な使用人を配置し、当該使用人は、監査役の指揮命令に従うことを定めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

[1]会社の機関の内容

当社は、監査役制度を採用し、取締役会及び監査役会を設置しております。

【取締役会】

取締役の任期を1年とする6名の取締役で構成する取締役会は、取締役の職務権限を定め、取締役の経営責任を明確にし、変化する経営環境に対し、迅速に対応が出来る経営体制を構築しております。毎月の定時取締役会や必要に応じて臨時取締役会を開催し、取締役の職務の執行状況や策定した経営目標に対して検証を行う等、効率的な経営の意思決定を行っております。

【監査役会】

常勤監査役1名と社外監査役2名(社外監査役の1名は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。)で構成する監査役会は、取締役会やその他重要会議に出席し、経営の妥当性、効率性、公正性について適宜検討する等、取締役の業務執行を監視する体制をとっております。毎月の監査役会や必要に応じて臨時監査役会を取締役に合わせて開催する等、監査の強化に努めており、一方、会計監査人との緊密な連携により、監査の充実を図っております。会計監査人との関係においては、監査の独立性と適正性を監視し、会計監査結果報告の受領と協議を行っております。

【その他】

取締役会に設置された内部統制委員会と取締役、監査役、内部監査員の計19名で構成する内部監査委員会によって、内部統制システムの整備、運用とその有効性、効率性を評価しております。

[2]内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部統制システムは、取締役会に設置された内部統制委員会と取締役、監査役、内部監査員で構成する内部監査委員会によって、内部統制システムの整備、運用とその有効性、効率性を評価しております。

内部監査委員長は、当社及び子会社の内部監査を実施し、内部統制委員会、内部監査委員会、監査役へ報告を行い、業務が適切であると確認しております。

内部監査委員会は、業務の運用状況の改善案等を審議し、毎月のモニタリングを実施する等、内部統制システムを推進しております。

監査役会は、監査役監査基準に基づき、審議しております。

各監査役は、取締役会において発言を行い、常勤監査役は、その他の重要な経営会議等にも出席し、発言、調査する等、監査の充実を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の2. 項「業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」における当社の各機関が経営の機動性、有効性を確保しつつ、統制機能が働いていると判断し、現状の体制を採用しております。

当社は、社外取締役について、当社が求める適任者を見出せず、社外取締役を選任しておりませんが、社外監査役は、外部の独立された立場から取締役会で発言を行う等、取締役の職務の執行状況又は不正行為等の監視機能を強化しており、独立性のある監視機能を構築しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにIR情報として、「株主の皆様へ」「IRニュース」「IR資料」「株式情報」及び「IRカレンダー」を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部 経営企画課	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社「行動規範」に次の内容を規定しております。 1. 「顧客からの信頼を確保するために」6項目 2. 「株主・投資家からの信頼を確保するために」4項目 3. 「取引先との信頼を確保するために」3項目
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社「行動規範」に次の内容を規定しております。 1. 販売活動や宣伝・広告にあたっては、関連法令を遵守し、顧客に有益で正確な情報を常に提供する。 2. 企業経営と事業活動に関する情報を、積極的かつ正確に公開する。 3. 「社会からの信頼を確保するために」6項目

IV内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システム構築の基本方針

1 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役会に内部統制委員会を設け、法令及び定款、社内規程の遵守に適合する内部統制システムを構築しております。当該委員会の推進機関である内部監査委員会は、計画的な内部監査活動と内部監査体制を確立し、内部統制システムの整備、運用と業務におけるその有効性、効率性を確保しております。

2 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役の職務の執行に係る取締役会議事録等の情報(電磁的記録を含む。)は、「文書管理規程」等に基づき、管理部が保存、管理を行っております。

3 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「経営リスク管理規程」等に基づき、内部統制委員会が経営リスクに関する基本方針を定め、その見直しや新たな経営リスクに対処しております。他には、製造物責任法にはPL対策委員会、自然災害等には緊急対策本部を設ける等、体系的に的確かつ迅速な対応が行えるよう整備しております。

4 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務権限を定め、取締役会は、取締役の経営責任を明確にし、変化する経営環境に対し、迅速に対応が出来る経営体制を構築しております。取締役会は、毎月の定時取締役会や必要に応じて臨時取締役会を開催し、取締役の職務の執行状況や策定した経営目標に対して検証を行う等、効率的な経営の意思決定を行っております。

5 次に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(a) 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、子会社の経営管理事項を「関係会社管理規程」に定め、子会社の取締役を兼務する当社の取締役(以下「当社の兼務取締役」という。)は、子会社の取締役会等の重要会議に出席し、子会社の取締役等の職務の執行に係る事項について、当社の取締役会へ報告しております。

(b) 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社を経営リスク管理事項として3項の体制に定め、当社グループ全体の経営リスク管理を行っております。当社の兼務取締役は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営リスク管理を推進しております。

(c) 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の取締役会が毎月の定時取締役会と必要に応じて臨時取締役会を開催するよう推進し、当社の兼務取締役は、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われるよう監督しております。

(d) 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の管理部担当取締役は、当社の1項の体制に準ずるよう子会社の行動規範を整備し、当社の監査役及び監査室は、子会社の取締役と協議し、内部監査を実施しております。

子会社の代表取締役社長は、当該会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款、社内規程を遵守するよう徹底を図り、当社の兼務取締役は、それを監督しております。

6 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役が補助すべき使用人を求めた場合、専門性のある必要な使用人を配置し、当該使用人は、監査役の指揮命令に従うことを定めております。

7 前号の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、前号の使用人に対する人事事項には監査役会の事前同意を得ること、また、監査役の必要な指揮命令権や当該使用人の職務の執行には不当な制限をしないことを定めております。

当該使用人は、職務の執行にあたり、監査役と協議し、監査役は、当該使用人が執行する職務に帯同し監督する等、当該使用人に対する指示の実効性を高めるよう努めております。

8 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

(a) 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

当社は、取締役会等の重要会議に監査役の出席を要請し、監査役へ報告しております。また、監査役が監査に必要な質疑、資料等を求めた場合には、迅速に対処しております。

内部通報は、管理部担当取締役が窓口となり、監査役へ報告しております。

(b) 当社の子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

当社の兼務取締役は、子会社の取締役等の職務の執行に係る事項について、当社の監査役へ報告しております。子会社からの内部通報は、8項(a)と同様の対処しております。

9 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の管理部担当取締役は、「内部通報対応規程」に基づき、内部通報者が不利な取扱いを受けないよう対応しております。

10 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務の執行に生ずる全ての監査費用を支払い、監査役は、職務の執行の効率性、適正性に留意しております。

11 その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役が実効的な監査体制を整備するよう要請した場合は、適切に対処し、監査役は、取締役及び使用人との情報交換や内容を調査する等、監査の実効性を高めるよう努め、会計監査人との緊密な連携により、監査の充実を図っております。また、会計監査人とは、監査の独立性と適正性を監視する等、監査役の監査が実効的に行われるよう職務を執行しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「行動規範」において、市民社会に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する旨を明記しており、取締役及び使用人等に周知徹底し、関係行政機関、警察及び弁護士等の専門機関と連携を深め、管理部を統括対応部署として反社会的勢力排除に向けた情報収集に努めております。万が一、反社会的勢力からの脅威や被害を受けるおそれのある場合には、組織全体として速やかに対応できる体制を整備してお

ります。

子会社は、当社の「行動規範」に準じて整備されており、子会社の「行動規範」は、子会社の代表取締役によって子会社の取締役及び使用人等に周知徹底され、万が一、反社会的勢力からの脅威や被害を受けるおそれのある場合には、当社と連携して対応する体制としております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

当社の株主は安定株主が多く、現状では必要ないと考えております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレートガバナンス体制図

改訂 管理部門
H25・6・1 経営企画課

